

平成 29 年 7 月 12 日



**8 月 3 日は司法書士の日です!**

**司法書士事務所における**

**「相続登記特別相談会」**

**～お盆を迎える前に相談してみませんか?～**

**を実施します。**

長野県司法書士会

長野県司法書士会（会長 室賀真喜男）では、8月3日司法書士の日を記念して、下記のとおり県内の各司法書士事務所において、無料の相続登記特別相談会を実施します。お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。

◆日 時：平成 29 年 7 月 31 日（月）～8月4日（金）午前9時から午後4時まで

◆相談場所：県内各司法書士事務所

◆相 談 料：無料

◆予 約：相談する司法書士事務所にお問合わせください

◆相 談 例：登記名義人が先々代のままとっている

妻（夫）に全財産を相続させたいが、どうすれば…

相続人の中に行方不明の人がいて、遺産分割協議ができない

遺言について教えて欲しい

◆問合せ先：長野県司法書士会（TEL：026-232-7492）

☆お近くの司法書士事務所へお問い合わせの上、お出かけください。お近くの司法書士事務所については、長野県司法書士会（026-232-7492）へお問い合わせいただくか、当会ホームページに掲載している会員名簿をご覧ください。

司法書士は、相続登記の専門家です。司法書士は、司法書士制度誕生以来、不動産の相続登記をはじめとして、遺言、遺産分割協議など相続登記に関連する相談をお受けし、市民の皆様の権利擁護に寄与してきました。そこで、司法書士の日を記念して、7月31日から県内各司法書士事務所において相続登記特別相談会を実施し、相続登記に関連する市民の皆様からのご相談を無料でお受けいたします。

なお、本相談会は今年で3回目の開催となります。

<「司法書士の日」について>

明治5年（1872年）8月3日、太政官無号達で司法職務定制が定められ、「証書人・代書人・代言人」の3つの職能が誕生しました。証書人は現在の公証人、代書人は現在の司法書士、代言人は現在の弁護士にあたります。日本司法書士会連合会では、司法書士の前身である代書人が誕生したこの日を記念日として制定することにより、司法書士一人ひとりがその社会的使命と職能の重要性を再認識し、将来に向かって市民の皆様からの期待に応え続けていくことを確認すると共に、市民の皆様にも、司法書士制度の社会的意義を理解していただく機会としています。なお、本年度は、司法書士制度誕生145周年にあたります。